

平成18年11月14日

境港市長 中村勝治 様

境港市下水道料金等審議会
会長 熊谷昌彦



公共下水道使用料金の見直しについて (答申)

平成18年10月2日に、市長から諮問のあった「公共下水道使用料金の見直しについて」、適正な下水道使用料を定めるため、関係資料等を十分検討し、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申する。

記

公共下水道使用料金については、現在の使用料より平均14.6%アップした金額で、下表のとおり改定されることが適当である。

1. 下水道使用料の料金体系

使用料区分 (1か月につき)		現行単価 (消費税抜き)	改定後単価 (消費税抜き)	アップ額 (消費税抜き)	改定率	改定後単価 (消費税含む)
基本使用料	10 m ³ まで	860 円	1,011 円	151 円	17.6%	1,061 円
超過使用料	10 m ³ 超 ~ 20 m ³	127 円	150 円	23 円	18.1%	157.50 円
	20 m ³ 超 ~ 50 m ³	165 円	192 円	27 円	16.4%	201.60 円
	50 m ³ 超 ~ 100 m ³	217 円	247 円	30 円	13.8%	259.35 円
	100 m ³ 超 ~ 500 m ³	260 円	290 円	30 円	11.5%	304.50 円
	500 m ³ 超 ~ 1,000 m ³		302 円	42 円	16.2%	317.10 円
	1,000 m ³ 超	286 円	313 円	27 円	9.4%	328.65 円
平均改定率					14.6%	

2. 下水道使用料区分の見直し

境港市の使用料体系は従量制を採用しているが、他市に比べて累進度が高く、使用料全体の約40%を負担している使用水量の多い利用者（企業等）にとっては、企業経営そのものに対する影響が大きい。

このことから、今回は、使用料の幅が大きく、企業等に一番影響がある「100立方メートルを超え1,000立方メートルまで」の使用料区分について、「100立方メートルを超え500立方メートルまで」と「500立方メートルを超え1,000立方メートルまで」の2区分に分けることとした。

3. 下水道使用料の算定期間

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたる期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなり、一般市費（一般会計）からの負担も増大することとなる。

このことから、今回の使用料の算定期間は、概ね3年間とする。

4. 答申にあたっての補足事項

徴収率及び水洗化率の向上に努力されたい。